

長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため、長久手市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関等で構成するものとし、その団体名は、別表1に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関
- (4) 障がい者関係団体
- (5) 学識経験者
- (6) その他の関係者

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて開催するものとし、福祉部長が招集する。

2 協議会の座長は、福祉部長とする。

3 事務局は、前条に規定する構成員の中から検討内容に応じて、必要な構成員を招集することができる。

4 協議会に出席する団体等の構成員は、協議会の議題及びその内容に応じて、適任者を出席させることができる。

5 事務局は、必要に応じて前条に規定する構成員以外の者を招集することができる。

(部会)

第5条 専門部会及びその他の会（以下「部会」という。）は、障がい者の個別ケース等についての支援内容や連携のあり方について協議するほか、専門的事項等について調査研究を行う。

2 部会の名称及び所掌事務は別表2に掲げるとおりとする。

3 専門部会には、部会長をおくことができる。

4 部会長は、同じ部会の中から副部会長を選出することができる。

5 専門部会は、必要に応じて開催するものとし、事務局及び部会長が必要な構成員を招集する。

6 部会には、構成員以外の者を必要に応じて会議に出席させて意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、障がい福祉主管課とする。

(秘密の保持)

第7条 協議会の構成員及び部会に出席した者は、会議において知り得た個人に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

長久手市障がい者自立支援協議会構成員名簿

No.	関係機関	団体名	備考
1	相談支援事業者	特定非営利活動法人百千鳥	おかげさん
2		社会福祉法人長久手市社会福祉協議会	長久手市社会福祉協議会障がい者相談支援センター
3	保健・医療関係者	瀬戸保健所	
4	教育・雇用関係者	名古屋東公共職業安定所	
5		尾張東部障がい者就業・生活支援センター	アクト
6		長久手市教育委員会	
7	障がい者関係団体	長久手市身体障害者福祉協会	
8		親の会	希望の会、ウエンデ ィの箱、アリエル
9		精神障害者家族会	ほっとクラブ
10	学識経験者	地域アドバイザー	
11		愛知県立大学	
12	その他の関係者	長久手市民生委員児童委員協議会	

13	長久手市地域包括支援センター	長久手市社会福祉協議会、愛知たいようの杜
14	社会福祉法人あいち福祉会	たかぎ作業所
15	特定非営利活動法人楽歩	舞星ジョブ長久手、就労支援楽種子
16	株式会社フォルツァ	あるく長久手グリーンロード
17	社会福祉法人むそう	
18	長久手市福祉部	福祉課、子育て支援課、健康推進課

別表第2（第5条関係）

専門部会の名称及び所掌事務

専門部会の名称	所掌事務
就労・福祉サービス支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労に関すること。 ・ 福祉サービスに関すること。
児童教育支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学児に関すること。 ・ 小・中学校に関すること。 ・ 特別支援学校高等部に関すること。
地域生活支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度に関すること。 ・ 権利擁護に関すること。 ・ 居住サポートに関すること。 ・ 地域移行に関すること。
計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本計画の策定及び評価に関すること。 ・ 障害福祉計画の策定及び評価に関すること。

その他の会	所掌事務
個別支援連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の生活向上等について実施すること。 ・ 本人に直接又は間接的に関与する多機関・多職種で構成すること。 ・ 課題の抽出に関すること。
相談支援連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援相談員の連絡協議に関すること。 ・ 計画相談支援に関すること。 ・ 課題の抽出に関すること。